

A I ネットワーク社会推進会議 A I ガバナンス検討会 / A I 事業者ガイドライン検討会 「A I によるリスク」の検討ワーキンググループ 開催要綱

1 目的

「A I によるリスク」の検討ワーキンググループ（以下「本 WG」という。）は、総務省の A I ネットワーク社会推進会議 A I ガバナンス検討会、及び経済産業省の A I 事業者ガイドライン検討会（以下併せて「両検討会」という。）の検討事項のうち、A I 事業者ガイドライン（第 1.2 版）の別添（付属資料）1. 第 1 部 B（p. 18～27）における「A I によるリスク」の項目に関連するものの検討を目的として、両検討会の下に置く。

2 名称

本 WG は、『「A I によるリスク」の検討ワーキンググループ』と称する。

3 検討事項

A I 事業者ガイドライン第 1.2 版の別添（付属資料）1. 第 1 部 B（p. 18～27）における「A I によるリスク」の更新等に向けた論点

4 構成及び運営

- （1）本 WG の座長は、両検討会の座長が選任することとする。
- （2）本 WG の構成員は、別紙のとおりとする。
- （3）本 WG の構成員は、中立の立場をもって、専門的知見に基づき議論を行う。
- （4）座長は本 WG を招集する。
- （5）座長は、必要があると認めるときは、座長代理を指名することができる。
- （6）座長代理は座長を補佐し、座長不在のときは座長に代わって本 WG を招集する。
- （7）座長は、必要に応じ、オブザーバーを招聘することができる。
- （8）座長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求め意見を聴くことができる。
- （9）その他、本 WG の運営に必要な事項については、座長が定めるところによる。

5 議事の公開

- （1）本 WG は、原則として公開とする。ただし、座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- （2）本 WG で使用した資料は、原則として、総務省及び経済産業省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は座長若しくは資料提出者が必要と認める場合は、資料の全部又は一部を非公開とする。
- （3）本 WG のうち、非公開とするものについては、原則として、その終了後に、議事要旨を作成し、本 WG の構成員の確認を経た上で、総務省及び経済産業省のホームページに掲載し、公開する。ただし、座長又は本 WG の構成員が必要と認める場合は、議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

6 開催時期

本 WG は、令和 8 年 8 月から開催する。

7 庶務

本 WG の庶務は、総務省 A X ・新技術戦略室、経済産業省商務情報政策局情報経済課及び A I セーフティ・インスティテュート（A I S I）が合同で行う。